

# 物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	四條畷市砂四丁目30番外11筆 (四條畷市砂四丁目1番13号)	地目	田	交通 機関	JR学研都市線 忍ヶ丘駅 西約1,300m	最低 使用料 (年額)	29,486,800円/年
土地の概要					特記事項			
面積	使用許可対象面積 7,084.83 m <sup>2</sup>			1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等としての利用を想定しており、それに付帯するプレハブ造等簡易構造物の設置については認めることとします。				
接面道路 の状況	北側：市道・幅員約7.0m・舗装有・高低差有			2 対象地への車両等の出入については、四條畷市及び四條畷警察署と協議し許可を得てください。なお、アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、四條畷市と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 四條畷市都市整備部建設課 電話 072-877-2121(代) 大阪府四條畷警察署交通課 電話 072-875-1234(代)				
法令に 基づく 制限	市街化区域			3 開発行為及び建築行為について、四條畷市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 四條畷市都市整備部都市計画課 電話 072-877-2121(代)				
	都市 計画法	用途地域	準工業地域					
		地域地区	-					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
	その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法</li> <li>・文化財保護法(蔀屋北遺跡)※周知の埋蔵文化財包蔵地</li> <li>・土壌汚染対策法</li> <li>・特定都市河川浸水被害対策法</li> </ul>			4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路へは流さないでください。排水等の処理については、排水計画を作成の上あらかじめ東部流域下水道事務所と協議を行ったうえで、必要に応じて四條畷市上下水道局下水道課とも協議して下さい。 (お問い合わせ先) 東部流域下水道事務所維持管理課 電話 06-6784-3728 四條畷市上下水道局下水道課 電話 072-876-7900			
その他条件				5 対象地は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地である「蔀屋北遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届け出をする必要があります。 (お問い合わせ先) 四條畷市教育部地域教育課 電話072-877-2121(代)				
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	四條畷市上下水道局工務課 072-876-6221				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)守口営業所 0800-777-8016				
		有	有					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
	無	無						
公共 下水道	本管	引込管	四條畷市上下水道局下水道課 072-876-7900					
	有	無						
				6 対象地内には高低差があります。整地等を行う場合には東部流域下水道事務所と協議して下さい。また、対象地内にある樹木は伐採していただくことは可能ですが、伐採木については、使用者の責任において処分して下さい。 対象地と対象地外の境界は景観や防犯等に配慮して、既存の物と同等以上の規格の万能塀などで仕切っていただく必要があります。なお、隣接する対象外②(別図参照)の敷地は、ネットフェンス等で囲み、最低1か所に門扉を設けて下さい。また、車両等が誤って対象外②にある管理施設(人孔)に衝突しないように、バリカー等の車止めを設置して下さい。 対象地におけるネットフェンス等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、東部流域下水道事務所と協議して下さい。				

## 特記事項

なお、対象地内における樹木や工作物等の新設、撤去、形状変更及び場内整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。

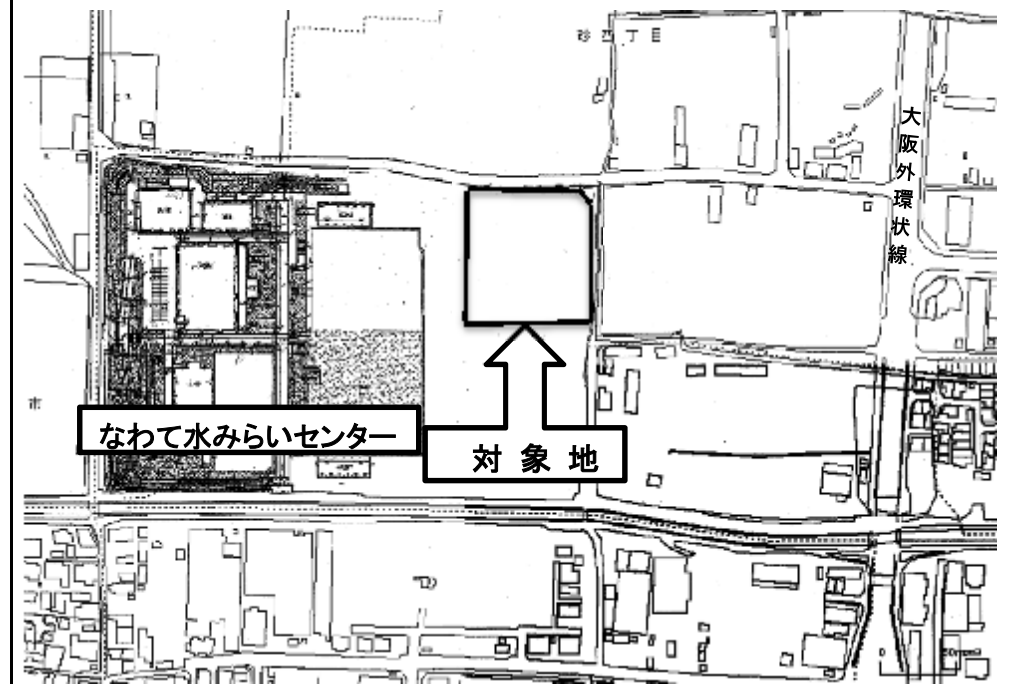
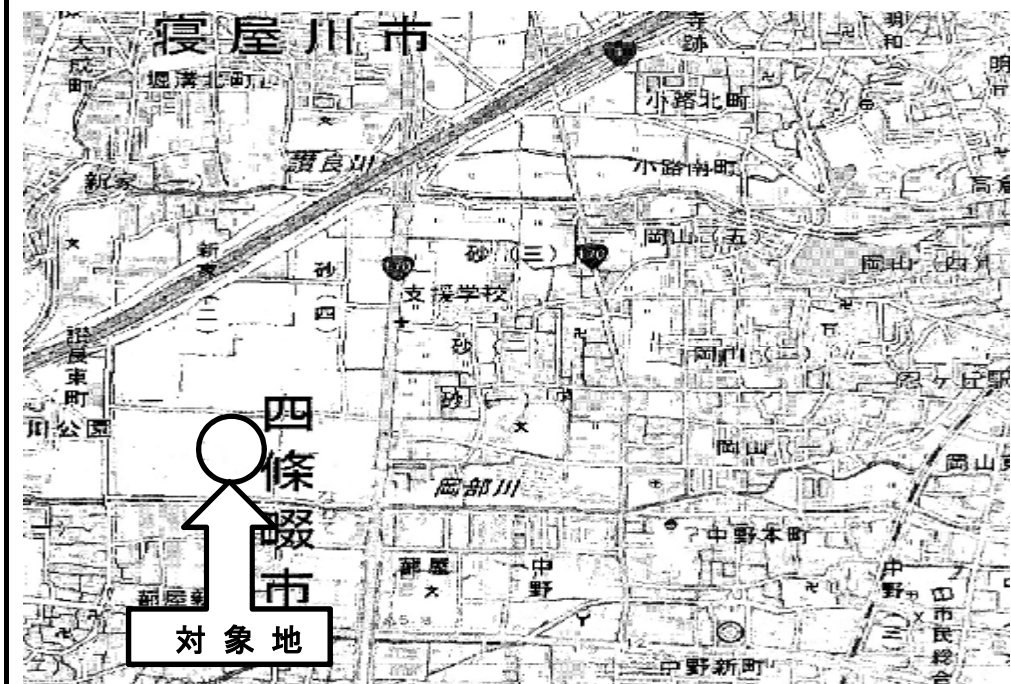
(お問い合わせ先)

東部流域下水道事務所維持管理課 電話06-6784-3728

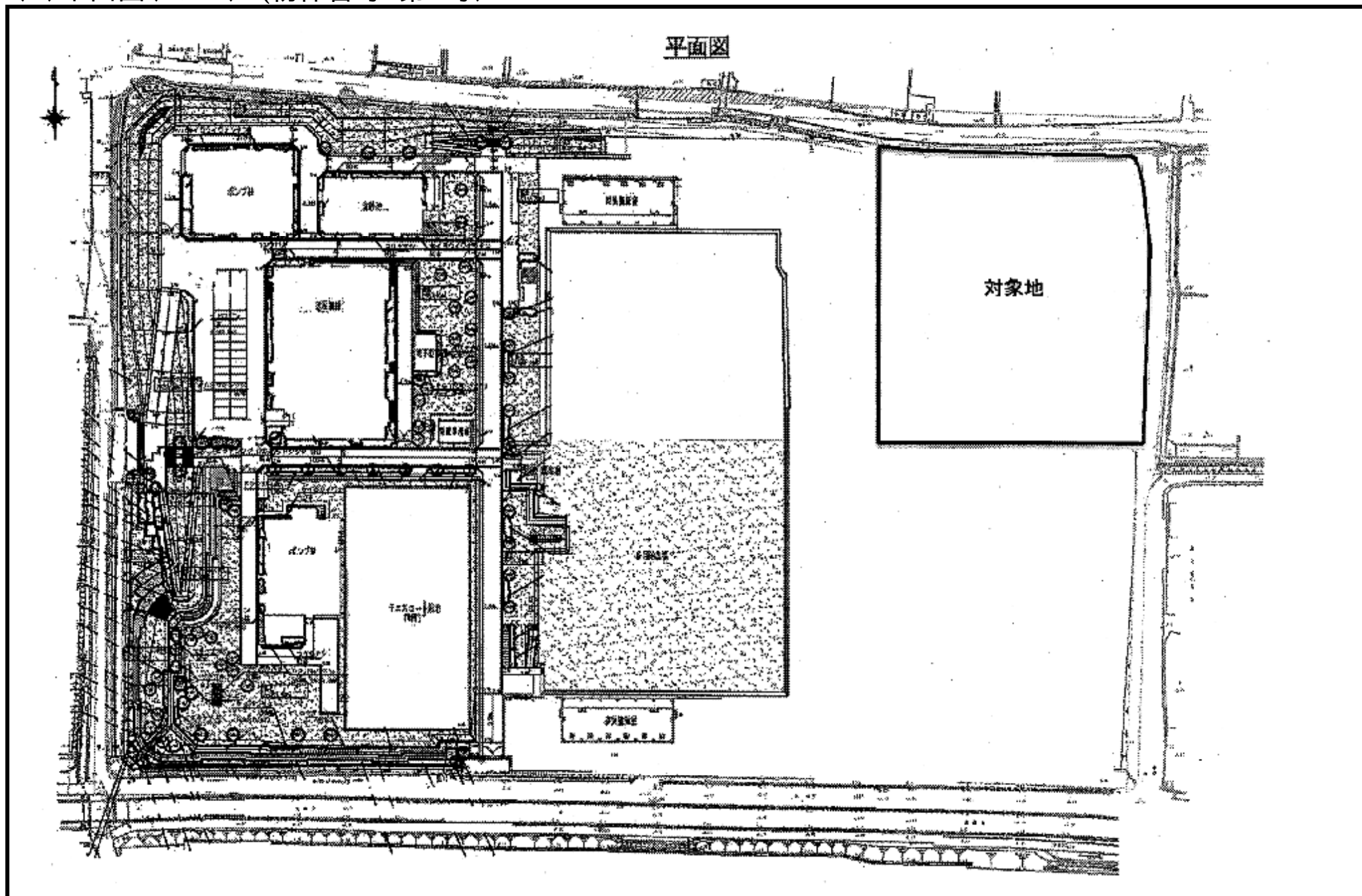
- 7 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 8 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。
- 9 現在、対象地の一部を資材置き場として使用していますが、使用開始前までには資材置き場としての使用を終了します。
- 10 対象地の東側には四條畷市道(自転車・歩行者専用)が整備される予定です。供用開始の時期等詳細については四條畷市に問い合わせてください。  
(お問い合わせ先)  
四條畷市都市整備部建設課 電話 072-877-2121(代)
- 11 対象地の面積は、机上計算によるものであり現地の状況とは多少異なっていますが、行政財産目的外使用許可における使用面積についてはこの面積を用いることとします。
- 12 管理施設は、緊急的に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、使用不可となる箇所が生じることとなりますが、その使用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 13 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 14 対象地は国の補助を受けて取得した土地であるため、使用許可に際しては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定により、近畿地方整備局長の承認が必要であり、現在承認申請を行っています。したがって、使用開始日は近畿地方整備局長の承認日以降、かつ、現使用者の使用期間終了後となります。

- 15 現在、対象地(一部を除く)には使用者がいます。現使用期間は最長で平成29年3月31日までとなっております。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までに予め現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。

(1)位置図 (物件番号:第4号)

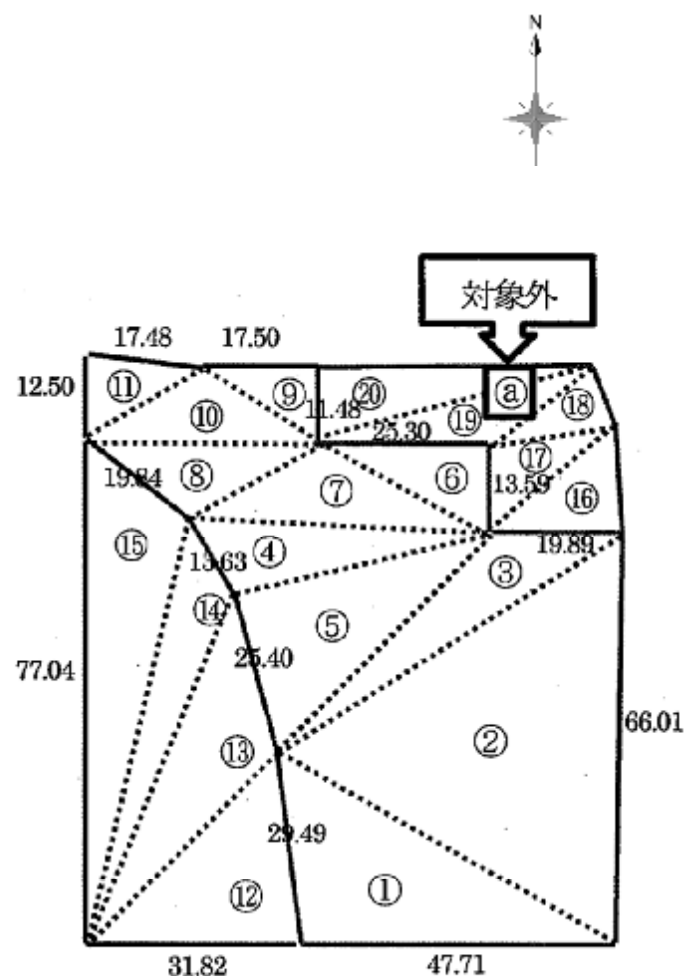
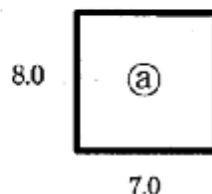


(2) 平面図(1/2) (物件番号: 第4号)



(2) 平面図(2/2) (物件番号: 第4号)

番号	a (m)	b (m)	c (m)	s (m)	T (m <sup>2</sup> )
①	47.71	29.49	58.93	68.065	698.722
②	62.07	66.01	58.93	93.505	1,671.599
③	62.07	46.34	19.89	64.150	324.315
④	13.63	45.32	39.32	49.135	255.583
⑤	25.40	46.34	39.32	55.530	499.243
⑥	25.30	13.59	28.75	33.820	171.912
⑦	28.75	45.32	23.20	48.635	285.558
⑧	35.44	19.84	23.20	39.240	215.406
⑨	21.29	17.50	11.48	25.135	100.377
⑩	35.44	21.29	20.36	38.545	193.788
⑪	17.48	12.50	20.36	25.170	108.608
⑫	31.82	29.49	41.47	51.390	467.425
⑬	58.06	25.40	41.47	62.485	462.733
⑭	58.06	13.63	67.20	69.445	314.753
⑮	77.04	19.84	67.20	82.040	615.332
⑯	24.51	19.89	17.02	30.710	167.938
⑰	18.88	13.59	24.51	28.490	127.421
⑱	18.88	20.92	9.45	24.625	89.184
⑲	44.99	20.92	25.30	45.605	118.566
⑳	44.99	44.01	11.48	50.240	252.371
					7,140.83



※ ヘロンの公式  $T = \sqrt{s(s-a)(s-b)(s-c)}$   
 ただし、 $s = (a+b+c)/2$

対象外①	8.0×7.0	56.00 m <sup>2</sup>	ⓑ
------	---------	----------------------	---

対象地面積	Ⓐ-ⓑ	7,084.83 m <sup>2</sup>
-------	-----	-------------------------